

安全保障理事会

配布：一般

2010年7月26日

原文：英語

安全保障理事会議長によるノート

1. 安保理の作業の効率性と透明性、並びに非理事国加盟国との交流と対話を高めるための取組において、安全保障理事会理事国は、本ノートの添付書類に詳述している措置を履行することを誓約している。

2. 添付書類は、安保理の作業の指針として役立つ、現在の実行と新しく同意された措置の簡明な且つ使い勝手の良い一覧表となることが意図されている。これに関連して、既存の措置の幾つかは、利用者の便宜のためここに再録されている。

3. 本ノートは、2006年7月19日 (S/2006/507)、2007年12月19日 (S/2007/749) および2008年12月31日 (S/2008/847) の安全保障理事会議長によるノートを、これらのノートに取って代わることにより、結合しまた更に発展している。

4. 本ノートにおいて言及されていない問題のために、制裁委員会に関する作業方法は、個々の制裁委員会により採択された作業方法および2006年2月7日の安全保障理事会議長のノート (S/2006/78)において掲載された安全保障理事会議長によるノートや声明により採択されたような作業方法により管理され続ける。本ノートにおいて言及されていない問題のために、部隊および警察要員提供諸国との相互作用に関する作業方法は、安全保障理事会決議 1353 (2001) により管理され続ける。

5. 安保理の理事国は、文書作製および他の手続問題に関する非公式作業グループおよび安保理の他の下部機関における安保理の文書作製および他の手続問題の審議を継続するものとする。本ノートは、上述の作業グループにより行われた作業のみを扱っている。

添付文書

目次

- I. 議事日程
- II. 口頭説明
- III. 文書作製
- IV. 非公式協議
- V. 会合
- VI. 作業計画
- VII. 決議および議長声明
- VIII. 下部機関
- IX. 安保理が取り組む問題
- X. 事務局および外部とのコミュニケーション
- XI. 安全保障理事会の任務
- XII. 年次報告書
- XIII. 新理事国

I. 議事日程

1. 安保理の公式会合のための暫定議事日程は、非公式協議において承認されたことを条件として、*国際連合ジャーナル*に含まれるべきものとする。

2. 安保理理事国は、同一主題に関して多くの個別の議事日程議題があることを避けるために最初の採択の時に議事日程議題の説明的な明確な表現を用いることが、可能な時には何時でも、望ましいことを想起する。そのような説明的な明確な表現が存在する場合、説明的な明確な表現の下での同様の主題についてより早い議事日程議題に組み込むことに考慮が払われることとなる。

II. 説明

3. 安全保障理事会理事国は、安保理議長若しくは同議長が任命した者は、時宜を得たやり方で、実質的且つ詳細な説明を理事国に提供すべきことに同意した。当該説明は、全体の非公式協議のすぐ後に行われるべきである。安全保障理事会理事国は、安保理議長に対し、適切な場合には、非公式協議の後にメディアに対して同議長が行った声明の写しを、出席した理事国に提供することを奨励する。

4. 安全保障理事会理事国は、安保理議長に対し、理事会により作業計画が採択された後、全加盟国に対して公開の、同計画に関する非公式説明会を開催することを奨励する。

5. 安全保障理事会理事国は、安全保障理事会の下部機関の長若しくはその任命した者に対し、関係加盟国に対する下部機関の活動について、適切な場合に、非公式な説明を、定期的に、与えることを招請する。安全保障理事会理事国は、当該説明の時と場所は、*国際連合ジャーナル*で公表されるべきものとするに同意する。

6. 安全保障理事会理事国は、説明を正当化する緊急事態が生じた場合に、安全保障理事会会合においてアドホックな説明を与えることを事務局に要求することを審議し続ける意図である。

7. 安全保障理事会理事国は、状況が当該説明を正当化する際には、必要であるならば、日常的に

非公式協議においてアドホックな説明を与えることを事務局に要請する意図である。

8. 安全保障理事会理事国は、事務局に対し、「説明会」における説明用本文を配布するその慣行を継続することを招請する。

9. 安全保障理事会理事国は、事務局に対し、一般に、印刷された概況報告書、発表資料および/若しくは、可能な場合には、他の関連する参考資料を、安全保障理事会協議室における説明が、書面による報告に基づかないで与えられる際には、協議の前日に安保理理事国に提供することを招請する。

III. 文書作製

10. 安全保障理事会理事国は、決定および安保理とその下部機関の他の関連する情報を、通信文、ウェブサイト、広報活動および、適切な場合には、他の手段を通して、加盟国や他の機構に公表するその努力を強める意図である。安全保障理事会理事国は、これに関連して、その活動を強める方法を検討し続ける意図である。安全保障理事会理事国は、安保理の下部機関に対し、適切な場合には、その文書に対するアクセスに関する政策を定期的に再検討し続けることを奨励する。

11. 安全保障理事会理事国は、安保理が事務総長報告書を審議する少なくとも4作業日前にそれが安保理理事国に配布されまた国際連合の全ての公用語で利用可能とすべきことに同意する。安全保障理事会理事国は、部隊および警察要員提供諸国の会合における全ての参加者への平和維持活動に関する報告書の配布を含む、当該報告書が審議される安保理会合への関連する出席者に対し当該報告書を利用可能とすることにも適用されるべきことにも同意する。

12. 安全保障理事会理事国は、標準的な報告期間として6か月の間隔を設定することを審議することに同意する。ただし、状況がより短い若しくは長い間隔の理由を提供する場合はこの限りでない。安全保障理事会理事国は、決議を採択する際に、可能な限り明確な報告期間を明示することにも同意する。安全保障理事会理事国は、安保理理事国が口頭報告が目的に十分にかなうと考えるならば、書面による報告の提出を求めるのではなく、口頭報告を要求し、また可能な限り明確に当該要請を明示することに更に同意する。

13. 安全保障理事会理事国は、事務総長に対し、国際連合使節団の職務権限に関して安保理に勧告を提示する際に、事務総長報告書に全ての勧告が掲げられた節を含めることを奨励する。

14. 安全保障理事会理事国は、事務総長に対し、可能な限り簡潔な報告を行うことそして時宜を得たやり方で報告書が発行されるために、十分な時間を与えることを奨励する。事務局は、説明期間中の最新の情勢についての報告を含むことにより事務総長報告書に含まれた情報を補いまた更新することが奨励される。

15. 安全保障理事会理事国は、適切ならば、事務総長報告書に長期戦略に関する政策的勧告を含めることを事務総長に要求する意図である。

16. 事務総長報告書は、事務総長による署名日に加えて、文書が物理的および電子的に配布される日にちを特定するものとする。

17. 安全保障理事会は、安保理の効果的な作業に優先権を与える一方で、適切ならば、同一主題に関する事務局の報告義務を同調させることにおいて、国際連合の他の機関と協力することに同意する。

18. 安全保障理事会理事国は、翌月に発行されることになっている事務総長報告書の準備における進展に関して各月末に向けて安保理に最新情報を与えることを事務局に要請する。安全保障理事会理事国は、事務局が報告書の締め切り期限を越えて報告書が遅れることを予想する場合若しくは安保理により要請されていなかった報告書が発行されることが予想される場合には、直ちに安保理に通報することを事務局にまた要請する。

19. 安全保障理事会理事国は、事務局に対し、安保理理事国に提供される全ての情報が、ファックスによるものを含む、電子的に送られることを確保することを奨励する。

IV. 非公式協議

20. 安全保障理事会理事国は、安保理議長に対し、適切な場合には、関係加盟国および/若しくは事務局との協議を通して、安保理の次の非公式協議において焦点を絞るために、議論の範囲を定める意図なしに、同協議が開催される少なくとも1日前に、理事会理事国および事務局に幾つかの分野を提案することを奨励する。

21. 安全保障理事会理事国は、説明が事務局上級官僚により安保理理事国に提供される際には、非公式協議における当該官僚に同行する職員の数に極力最小限に維持されるべきであることに同意する。ただし、異なった決定を行った場合以外には、指定された説明者以外の事務所からの若しくは国際連合機関からの事務局職員は、通常、協議に出席するために招請されないものとする。ただし、異なった決定がない限りは、事務局の安全保障理事会問題部が、事務総長報道官室が行動を要求される問題についての情報を同室に提供しつづける責任があるものとする。

22. 一般的に、事務局の構成員により提供される最初の意見若しくはアドホックな説明の目的は、書面による報告では扱われていない、事務総長の文書による報告を補充しそして更新することまたは最新の発展についてのより具体的な現場の情報を安保理理事国に提供することである。安全保障理事会理事国は、事務局の構成員に対し、主要な問題に焦点を絞ることおよび安保理理事国に既に利用可能な文書による報告の内容をくり返すことなしに、必要に応じて、最新情報を提供することを奨励する。

23. 安全保障理事会理事国は、以前の発言者に同意した場合、一部若しくは全部において、同じ内容をくり返すことなしに、その同意を表明する意図である。

24. 安全保障理事会理事国は、一般的に、安保理議長は定められた発言者一覧表に固執すべきものとするに同意する。安全保障理事会理事国は、議長に対し、議論がそのことを要求する際には、定められた発言者一覧表の順序にかかわらず、何時でも発言するため協議に何れかの参加者を招請することによって相互作用を促進することを奨励する。

25. 安全保障理事会理事国は、発言者に対し、事務局ばかりでなく他の理事国にも、発言者の疑問を向けることを奨励する。

26. 安保理理事国は、協議をより相互作用させるために、一度ならず議論に加わることを互いにやめさせようとしてはならない。

27. 安全保障理事会理事国は、事務局に対し、安全保障理事会の懸念する問題に関連して事務総長により若しくは事務総長報道官により発行された全ての報道声明を配布するその慣行を続けることを招請する。

V. 会合

会合の運営

28. その作業の透明性を増すため安全保障理事会は、公開会合に頼ることを、とりわけ事項の審議の早い段階において、増やすことに対する自らの公約を再確認する。

29. 安全保障理事会は、一般的に、安保理会合の、全ての参加者、安保理理事国および非理事国の双方、に対し、5分あるいはそれ以下で自らの声明を配布することを奨励する。安全保障理事会は、各説明者に対し、最初の意見を15分に制限することも、また奨励する。ただし、安保理が他の決定を行った場合を除く。

30. 安全保障理事会は、安保理会合における参加者に対し、彼らが、前の声明の内容に、一部または全部において、同意しているならば、同じ内容をくり返すことなしに同意を表明することを奨励する。

31. 安全保障理事会は、非理事国が安保理に発言するために招請された際には、審議中の事柄の成果に直接の利害を有するものは、適切ならば、安保理理事国に先だって発言できることに同意する。

32. 2005年世界サミット成果文書（総会決議60/1）の第170項(a)および安全保障理事会決議1631（2005）に従って、安全保障理事会理事国は、適切な場合に、安保理の公開および非公開会合に参加させるため関連機構を招請することを含む、地域的および準地域的機構との協議や協力を拡大し続けることに同意する。

33. 安全保障理事会決議 1353 (2001) に従って、部隊および警察要員提供諸国との実質的な協議を更に奨励するため、安全保障理事会理事国は、部隊要員提供諸国との会合に、各参加ミッションから適切な軍事武官および政務官の出席を奨励する。安全保障理事会理事国は、安全保障理事会が職務権限の更新若しくは変更を審議する、なるべくなら、一週間前に会合を開催することを含む、部隊および警察要員提供諸国と協議することの重要性を強調する。安全保障理事会理事国は、安保理議長に対し、会合のための十分な時間を提供することおよび安保理が職務権限の更新もしくは変更を審議する前に開かれた、部隊および警察要員提供諸国との会合の要約を安保理の他の理事国に提供することを奨励する。

34. 安全保障理事会の非理事国が、安保理会合で発言するために招請された際には、議長の互い違いの側で安保理のテーブルに就くものとし、最初の発言者は議長の右側に就く。

通告

35. 安全保障理事会理事国は、事務局に対し、加盟国に予定にない若しくは緊急の会合を、Eメールだけでなく、安保理のウェブサイトや必要に応じて電話により、通告することを招請する。

様式

36. 審議中の事項の決議を更に先に進める努力において、安全保障理事会理事国は、具体的な議論を促進するためにそこから最も適したものを選択できるさまざまな会合選択肢を用いることに同意した。安全保障理事会仮手続規則およびその慣行は、その会合を構成するための最善の方法を選択することにおいて相当な融通性を提供したことを認識し、安保理理事国は、安保理の会合は、以下の様式に従って、しかしそれに限定されずに、構成され得ることに同意した。

(a) 公開会合

(i) 機能

行動を取ることおよび/または、特に、説明および討論を開催すること。

(ii) 出席および参加

公開会合における安保理非理事国の出席および参加は、仮手続規則に従うべきである。安保理の慣行は、以下に詳述するように、仮手続規則を置き換えるものまたは代わるものとして、

どんなときも、理解されるべきではないとは言え、仮手続規則に従って行われているものとして理解されている。

a. 安全保障理事会の理事国ではない国際連合加盟国は、安保理の議場のその代表団の指定された席で出席することができる。

b. 個別の案件に応じて、安全保障理事会理事国でない国際連合加盟国、事務局の構成員およびその他の者は、仮手続規則の規則 37 または 39 に従って、安保理に説明を与える目的のためのものを含む、討議に参加するため招請されることができる。

(iii) 月例暫定作業計画における解説

安全保障理事会理事国は、対応する手続を、一般に、採択する計画を立てる際には、月例暫定作業計画（カレンダー）に公開会合のための以下の様式を含め続ける意図である。

a. 「公開討論」：説明は行われ若しくは行われず、そして安保理理事国は声明を述べることができる。安保理非理事国はその要請に応じて討議に参加するため招請されることができる。

b. 「討論」：説明が行われ、そして安保理理事国は声明を述べることができる。審議中の事項に直接関係するか若しくは影響を受けまたは特別の利害を有する安保理非理事国は、その要請に基づいて討議に参加するため招請されることができる。

c. 「説明」：説明が行われ、そして説明の後で、安保理理事国だけが声明を述べることができる。

d. 「採択」：安保理理事国は、特に決議や議長声明を採択する前および/または後に声明を述べることができまたはできない。安保理非理事国はその要請に基づいて討議に参加するため招請されることができまたはできない。

(b) 非公開会合

(i) 機能

一般若しくは報道の参加なしに、例えば、事務総長の任命に関する勧告のような、議論を行うことおよび/または行動をとること。

(ii) 出席および参加

非公開会合における安保理非理事国の出席および参加は、仮手続規則に従うべきである。安保理の慣行は、以下に詳述するように、仮手続規則を置き換えるものまたは代わるものとして、どんなときも、理解されるべきではないとは言え、仮手続規則に従って行われているものとして理解されている。

個別の案件に応じて、安全保障理事会理事国でない国際連合加盟国、事務局の構成員およびその他の者は、仮手続規則の規則 37 または 39 に従って、安保理に説明を与える目的のためのもを含め、討議に出席するため若しくは参加するため招請されることができる。

(iii) 月例暫定作業計画における解説

安全保障理事会理事国は、対応する手続を、一般に、採択する計画を立てる際には、月例暫定作業計画（カレンダー）に非公開会合のための以下の様式を含め続ける意図である。

a. 「非公開会合」：説明若しくは討論が行われ、そして安保理理事国は声明を述べることができる。安全保障理事会理事国でない国際連合加盟国、事務局の構成員およびその他の者は、仮手続規則の規則 37 または 39 に従って、その要請に基づいて、討議に出席または参加するため招請されることができる。

b. 「TCC 会合」：説明が行われ、そして安保理理事国は声明を述べるることができる。決議 1353（2001）に述べられた当事者は、同決議に従って、討議に参加するため招請される。

声明の配布

37. 安全保障理事会の会合において為された声明の本文は、声明を行った代表団の要請で、安保理議場内の事務局により安保理理事国および他の加盟国並びに会合に出席している国際連合への永久オブザーバーに対して配布される。その声明の配布を要請している代表団は、声明に先だって事務局に対して十分な数（200）の写しを提供することが奨励される。代表団が、その声明の十分な数の写しを事務局に提供しない時は、これらの写しは、会合の終了時に安保理議場の外に置かれるものとする。代表団は会合中に利用可能でなければ声明を出さないように要請される。

VI. 作業日程表

38. 安全保障理事会理事国は、安保理議長に対し、作業計画の合理化された仮の月例予測を、それが安保理理事国に配布された場合速やかに、安保理のウェブサイトに公表することを奨励する。

39. 予測は、「情報のみ/公式文書ではなく」全ての公用語で利用可能とされるべきであり、そして以下のカバーノートが付けられるべきである。

この安全保障理事会の作業計画の仮予測は、安保理議長のために事務局によって準備され

たものである。予測は、とりわけ安保理の早期の決定に従ってその月のうちに取り上げられるであろう問題を扱っている。問題が予測の中に含まれ若しくは含まれていないという事実は、それがその月のうちに取り上げられ若しくは取り上げられないという暗示を意味するものではない。実際の作業計画は、安保理理事国の展開や見解により決定される。

40. 安保理理事国は、以下の注意が毎月の*国際連合ジャーナル*に提示されるべきことに同意した。

月例仮予測は、2010年7月26日付けの安保理議長による覚書（S/2010/507）に従って、安全保障理事会のウェブサイトで利用可能とされてきている。仮予測の写しは、代表団のボックスにも置かれまた〔当該日〕の代表団のピックアップ・エリアで集めることができる。

41. 安全保障理事会理事国は、安保理議長が月例暫定作業計画（カレンダー）を更新すべきでありそしてそれが改定されそして安保理理事国に配布される毎に、改定された議題の適切な指示と共に、安保理のウェブサイトを通して一般に利用可能とすべきことに同意する。

VII. 決議および議長声明

42. 安全保障理事会理事国は、安全保障理事会の全ての理事国が、安保理の決議議長声明および報道声明の、特に、準備に完全に参加することが許されるべきことを再確認する。安全保障理事会理事国は、決議および議長声明並びに報道声明のような全ての文書の起草は、安保理の全ての理事国の適切な参加を許すやり方で実行されるべきであることも再確認する。

43. 安全保障理事会理事国は、幅広い国際連合加盟国、とりわけ直接関与する若しくは具体的に影響を受ける国を含む関係加盟国、隣国および作製するのに特に貢献する諸国、並びに地域的機関やグループ・オブ・フレンズと、特に、決議、議長声明および適切な場合には報道声明を、起草する際に、非公式に協議することを続ける意図である。

44. 安全保障理事会理事国は、決議案および議長声明並びに他の文書案を、適切な場合には、そのような文書が、全体の非公式協議内で紹介された場合速やかに、あるいは文書案の作成者がそうすることを承認した場合には、それよりも早く、安保理の非理事国に利用可能とすることを検討することに同意する。

45. 安全保障理事会議長は、安保理理事国によりそのように要請された場合には、議長としての責任を害することなしに、加盟国代表、地域的機関および関係した取極の注意を、安保理に代わって議長により行われた報道に対する関連する声明に若しくは安保理の決定に喚起しなければならない。事務局は、関連する特別代表、事務総長代表および特使並びに国際連合常駐調整官を通して、非国家主体を含む、関係したものの知識を、決議および安全保障理事会議長声明並びに安保理理事国に代わって安保理の議長により行われた報道に対する声明にまたもたらし続け、そしてその迅速な意思疎通と可能な限り広範な普及を確保しなければならない。事務局は、国際連合プレス・リリスとして、議長の承認を得て、安保理理事国に代わって安全保障理事会議長により行われた報道に対する全ての書面による声明を、更に発行すべきものとする。

VIII. 下部機関

46. 安全保障理事会理事国は、全ての下部機関の長に対し、安保理から戦略的指針を得るために、必要な時およびいずれにしても定期的に、未解決の問題について、安保理に報告し続けることを奨励する。

47. 安全保障理事会理事国は、安保理の下部機関に対し、その活動分野に強い利益をもった加盟国の見解を求めることを奨励する。安全保障理事会理事国は、制裁委員会に対し、制裁によって特に影響を受ける加盟国の見解を求めることをとりわけ奨励する。

48. 安全保障理事会理事国は、事務局に対し、安保理の下部機関に対し行政的および実質的支援を提供することを奨励する。

49. 安全保障理事会理事国は、安保理の下部機関の長に対し、適切な場合には、そのウェブサイトと国際連合ジャーナルを通して、下部機関の会合の予定を一般に利用可能とすることを奨励する。

50. 安全保障理事会理事国は、事務局、部隊および警察要員提供諸国並びに他の主要な利害関係者の平和維持活動に関する安全保障理事会作業部会の会合への参加を歓迎し、そして安保理とこれらの関係者との間のより密接な協力を促進するこの慣行を奨励する。

IX. 安保理が取り組む問題

51. 安全保障理事会の仮手続規則の規則 11 は、事務総長は、安全保障理事会に係属中の事項およびその審議において到達した議論の概要を、毎週安全保障理事会における代表者に通報するものとする、と規定している。

52. 一旦それが安全保障理事会の公式会合において採択されたならば、概要に議事日程議題を含むことの慣行は、引き続き変更されないものとする。

53. 毎年始めに、安全保障理事会は、安保理が一覧表に掲げられた議題、とりわけ前年中に初めて審議された議題で、その結果、当該議題が明細表から削除されるべきかどうか、の審議を完結するかどうかを決定するために概要を再検討するものとする。更に、ここに定めるものを除き、過去3暦年の間安全保障理事会により審議されていなかった議題もまた削除されるものとする。

54. 安保理が取り組む問題に関して事務総長により毎年1月に発行される暫定年次概要明細表は、一覧表から削除される議題を特定するものとする。毎年3月に発行される第一次概要明細表は、国際連合加盟国がその年の2月末までに安全保障理事会議長に議題を概要明細表に残すことを要請することを通知しない限り、それらの議題の削除を反映するものとする。安全保障理事会が他の決定をしない限り、そのような要請があった場合には、当該議題は、1年の間明細表に残るものとする。

55. 議題の削除は、当該議題が、将来必要とみなされる場合には安全保障理事会により取り上げられることができないことを意味しない。

56. 概要明細表は、以下のような、二つの部分の様式で提示されるものとする。一つの部分は、その前の3年間の会合で安全保障理事会により審議されてきた議題で構成し、そしてもう一つの部分は、それまでの3年間の会合で審議されてこなかったが安全保障理事会が加盟国の要請で維持することを決定した議題で構成する。

57. 安全保障理事会は、各月の最初の概要明細書が、安全保障理事会が取り組む議題の完全な、更新された一覧表を含むものとするを再確認する。その間の週については、概要明細書に対する毎週の補遺が前週中に安保理により採られた更なる行動についての議題だけ掲載してもしくは同期間中に変化がなかったことを示して発行されるものとする。

58. 安全保障理事会は、概要明細書に掲載された議題毎に与えられた言及は、議題が公式会合で安保理により最初に取り上げられた年月日とその議題について開催された最も最近の公式会合の年月日とするものとするを再確認する。

X. 事務局および外部とのコミュニケーション

59. 安全保障理事会理事国は、紛争の当事国および/または他の関係する当事国並びに影響を受けた当事国である加盟国の見解を求める意図である。この目的のために、安全保障理事会は、特に、公開会合が不適切である際には、非公開会合を、利用することができる。その場合には、招請は、安保理仮手続規則の規則 37 および 39 に従って拡大もされる。安全保障理事会は、安保理が適切とみなす場合には、非公式対話も利用することができる。

60. 安全保障理事会理事国は、国際連合の主要機関の中より良い調整のために、総会および経済社会理事会との定期的なコミュニケーションを維持し続ける意図である。その目的のために、安全保障理事会理事国は、安保理議長に対し、定期的に総会および経済社会理事会議長との会合を開催することを続けることを奨励する。

61. 安全保障理事会理事国は、平和構築委員会との定期的なコミュニケーションも維持し続ける意図である。適切な場合には、安保理理事国は、平和構築委員会の各国別会合の長を、当該国の状況が審議されている安全保障理事会の公式会合に参加させるために、若しくは、個別の案件に応じて、非公式対話における意見交換のために招請する意図である。

62. 安全保障理事会理事国は、時宜を得たやり方で、年次報告書を準備する安保理理事国により活用されることができる、その議長の職務の月例報告を準備することを奨励される。

63. 安全保障理事会理事国は、事務総長に政策指針を伝達するため、必要な場合には、対話、議長からの書簡、決議若しくは議長声明の採択または適切とみなす他の手段を含む、あらゆる利用可能な制度の最善の利用を行う意図である。

64. 安全保障理事会理事国は、事務総長を通して、新しい事務総長特別代表に対して、現場でのものを含む、新しい職務権限の下での自らの義務を負う前に、目的および職務権限についての安保理理事国の見解を得るため、安保理理事国との対話に従事することを招請する。

65. 安全保障理事会理事国は、審議を高めるため柔軟なそして非公式なフォーミュラとして「アリア・フォーミュラ」会合を利用する意図である。この目的のために、安全保障理事会理事国は、非公式を基礎として、加盟国、関連する機構若しくは個人を「アリア・フォーミュラ」非公式会合に参加させるため招請できる。安全保障理事会理事国は、そのような会合を、国際連合現地事務所により提案された地域の非政府組織を含む、非政府組織や市民社会とのその接点を高めるため、利用することを考慮することに同意する。安全保障理事会理事国は、リード・タイムを長くすること、参加者が対処できる主題を特定することおよびテレビ会議による参加を許すこととして、そのような措置の導入を奨励する。

X I. 安全保障理事会の任務

66. 安全保障理事会理事国は、安保理の議事日程議題にある個々の紛争若しくは事態を理解することおよび評価することの安全保障理事会の任務の価値を強調する。安全保障理事会の任務は、任務に参加する安全保障理事会理事国と共に、実行可能な限り早く立案されるべきものとする。安全保障理事会理事国は、個々の安全保障理事会任務を調整するため1または2以上の理事国を任命するものとする。

67. 任命された1または2以上の理事国は、安全保障理事会理事国および事務局と協議して可能な限り早く任務のための職務内容を起草するものとする。職務内容は、任務の日いち、その目的、提案された予定および任務の構成を概説すべきものとする。職務内容は、安全保障理事会文書として発行されるべきものとする。

68. 安全保障理事会理事国は、安全保障理事会の任務に対し、政府の対話者および紛争当事者の対話者との任務に対するその会合を制限することを避けそして、適切な場合には、地方の市民社会の指導者、非政府組織および他の関係当事者との会合を開催し続けることを奨励する。

69. 任務の報告に基づいて、任命された1または2以上の理事国は、口頭および/若しくは安全保障理事会の文書として発行されるべき書面による報告で、任務に関して安全保障理事会に説明すべきものとする。

X II. 年次報告書

70. 安全保障理事会は、総会への安保理報告書の時宜を得た提出を確保するため必要な行動をとるものとする。その目的のために：

(a) 安全保障理事会は、年次報告書は全1巻で総会に提出される既存の慣行を続けるものとする。報告書が扱う期間は、ある年の8月1日から翌年7月31日までとする。

(b) 事務局は、報告書が議論されそしてその後総会の通常会期の主要部分の間に総会による審議に間に合うように安保理によって採択されるように、報告書が扱う期間の直後の、遅くとも9月30日までに安保理理事国に報告書案を提出することを続けるべきである。

71. 報告書は、以下の指針に従って準備される、導入部分を含む。

(a) 報告書の導入部分の案は、毎暦年の7月の安保理議長の指導力と責任のもとに準備され続けるべきでありまた全ての現在の安保理理事国および報告書が扱っている期間の間安保理に仕えていた近い過去に選ばれた理事国により承認され続けるべきものとする。

(b) 報告書の導入部分を起草している間、7月の議長は、必要な場合には、安保理の他の理事国から助言を求めることができる。

(c) 報告書の序導入部分は、扱っている期間の間、安保理により採られた全ての決定、とりわけ全ての決議および議長声明の性質について簡潔な情報を含むべきものとする。

(d) 導入部分を準備している安保理理事国は、上記第62項に詳述された月例報告の記述を調べることを奨励される。

72. 報告書の残りの部分は、事務局により準備されるものとしそして安保理の現在の全ての理事国

および報告書が扱っている期間の間安保理の職に就いていた近い過去に選ばれた理事国により承認されるものとし、また以下の部分を含むものとする。

(a) 第一部は、報告書が扱っている期間の間国際の平和および安全の維持のため、その責任の下で安全保障理事会により審議された全ての問題に関する主要な活動、必要に応じて、文書記号と共に、以下の各々の一覧表を含む、の簡潔な統計に基づく描写を含む。

- (i) 安全保障理事会により採択された、全ての決定、決議、議長声明および公式コミュニケ。
- (ii) 部隊および警察要員提供諸国とのものを含む、安全保障理事会の会合。
- (iii) テロ対策委員会、制裁委員会および作業部会を含む、下部機関の会合。
- (iv) パネルおよび監視メカニズムの報告書。
- (v) 実施された安全保障理事会ミッションの報告書
- (vi) 設立された、機能している若しくは終了した平和維持活動。
- (vii) 設立された、機能している若しくは終了した援助ミッションおよび援助事務所。
- (viii) 安全保障理事会に提出された事務総長報告書。
- (ix) 報告書により取り扱われている期間に安全保障理事会が取り組んでいた事項に関する事務総長の概要に対する言及。
- (x) 安全保障理事会議長のノートおよび安保理の活動の更なる改善のため安全保障理事会により発行された他の文書。
- (xi) 安保理活動について安保理の個々の月別議長により発行された評価報告書。

(b) 第二部は、国際の平和および安全の維持に対する安保理の責任のもとで、報告期間中に、公式会合で、安全保障理事会によりすくなくとも一回審議された各々の問題に関する情報を含む。

- (i) 会合および非公式協議の数に関する事実のデータ。
- (ii) 安保理会合で安保理により審議されたが採択されなかった全ての決定、決議、議長声明および決議案の通知。
- (iii) 必要に応じて、設立された、機能している若しくは終了した平和維持活動および援助ミッション並びに事務所の一覧表。
- (iv) 必要に応じて、関連するパネルおよび監視メカニズム並びにその報告書の一覧表。
- (v) 安全保障理事会に提出された事務総長報告書の一覧表。
- (vi) 必要に応じて、実施された安全保障理事会ミッションおよびその報告書の一覧表。
- (vii) 審議された各議事日程議題に関連して安保理により発せられたか安保理に転送された全てのコミュニケーション。

- (c) 第三部は、安全保障理事会により審議された他の事項の記述を含むものとする。
- (d) 第四部は、軍事参謀委員会の活動の記述を含むものとする。
- (e) 第五部は、安保理の注意を喚起したが、報告期間中に安保理の会合で議論されなかった事項を扱うものとする。
- (f) 安全保障理事会理事国は、安全保障理事会下部機関の活動は、安保理活動の分けることのできない部分であることを認識する。報告書の第六部は、それ故、テロ対策委員会、制裁委員会、作業部会および、必要に応じて、安全保障理事会により設立された国際法廷を含む、安全保障理事会の下部機関の活動についての簡潔な情報を含む。

73. 事務局は、安全保障理事会の現在の年次報告書を、国際連合ウェブサイト上に、掲示すべきである。関連するウェブ・ページは、年次報告書の観点で安全保障理事会議長により発せられた将来のノートの下で必要とされた情報を提供するため、更新されるべきである。

74. 報告書は、そのように望む安保理理事国が報告書により扱われる期間の安保理の活動について論評することができる安全保障理事会の公開会合で、採択され続けるものとする。報告書が総会に提出される月の安保理議長は、年次報告書のその採択の前の安保理議論の逐語記録も参照するものとする。

75. 適切ならば、安全保障理事会議長は、総会の報告書についての討論の初日には公式会合若しくは非公式協議を開催しないという慣行を続けるものとする。

XIII. 新しく選ばれた理事国

76. 安全保障理事会は、安保理の新しく選ばれた理事国に対し、その理事国としての任期の直ぐ前の6週間若しくは選挙がその任期が始まる前の6週以内に開催された場合には、選出されてから直ぐに、安保理およびその下部機関の全ての会合並びに全体の非公式協議に出席することを招請する。安全保障理事会は、事務局に対し、上述の期間の間、新しく選出された理事国に対し安保理の全ての関連する情報を提供することをまた招請する。

77. 安全保障理事会理事国は、後任理事国が、安保理のその任期の最初の2か月に安保理の議長職

を引き受けることとなる場合には、理事国の職のその任期の直ぐ前の2か月の期間（すなわち、11月1日から）全体の非公式協議に出席することを招請されるものとするにまた同意する。

78. 安全保障理事会は、事務局に対し、新しく選ばれた理事国を安保理およびその下部機関の活動に慣れさせるため、説明の資料を提供することおよび安保理会合に出席し始める前にセミナーを開催することを含む、適切な措置を講じ続けることを招請する。